

(平成21年12月16日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認三重地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	2 件
国民年金関係	1 件
厚生年金関係	1 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	5 件
国民年金関係	1 件
厚生年金関係	4 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和49年7月から51年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年1月から51年3月まで

前の勤務を辞めた後、昭和46年1月から、実家の家業に従事していた。国民年金保険料の支払等の関係は母親がすべて行っていたが、同居していた両親及び兄夫婦は保険料をすべて納付しているのに、私だけ申立期間が未納であるとは考えられない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を除き、国民年金加入期間について国民年金保険料をすべて納付している上、申立期間当時、申立人と同居していた申立人の両親及びその兄夫婦についても、国民年金加入期間について保険料をすべて納付していること等から、申立人の国民年金の加入手続及び保険料納付を行っていたとするその母親の納付意識は高かったものと思われる。

また、申立期間のうち、昭和49年7月から51年3月までの期間については、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された51年9月の時点において、過年度納付により国民年金保険料を納付することが可能である上、申立期間当時同居していた申立人の両親及びその兄^{そきゅう}についても、国民年金に加入した当初の期間について過年度納付等により遡^{さく}及納付が行われており、過年度納付について了知していたと考えられること、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された前後の期間については申立人の同居家族はすべて現年度納付されていること等を勘案すると、当該期間については、申立人の母親が申立人の加入手続を行った時点で過年度納付を行ったと考えるのが自然である。

一方、申立期間のうち、昭和46年1月から49年6月までの期間については、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された時点では時効により国民

年金保険料を納付することはできない期間である上、申立期間について、別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も無く、ほかに当該期間について、国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 49 年 7 月から 51 年 3 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

三重厚生年金 事案 730

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B工場における資格喪失日に係る記録を昭和46年11月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を10万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年10月16日から同年11月1日まで

私は、昭和39年4月1日にA社に入社し、平成13年10月1日に退職するまで同社に継続して勤務していた。厚生年金保険については、継続して加入しており、厚生年金保険料も控除されていたはずであるが、申立期間に係る厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間について厚生年金保険被保険者記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された人事経歴表、A社B工場から提出された厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書及び申立人の雇用保険の加入記録から判断すると、申立人が申立期間においてA社に継続して勤務し（昭和46年11月1日に同社B工場から同社C本社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、A社B工場に係る昭和46年9月の社会保険事務所の記録から、10万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主から提出された厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書によると、申立人の資格喪失日を訂正した形跡があり、当該訂正がいつの時点で行われたか不明である。このほかに確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

三重国民年金 事案 779

第1 委員会の結論

申立人の昭和 46 年 4 月から 48 年 9 月までの期間及び同年 11 月から 60 年 6 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 46 年 4 月から 48 年 9 月まで
② 昭和 48 年 11 月から 60 年 6 月まで

昭和 55 年秋ごろ、当時私が居住していた A 県に母親が来て、「今なら大学卒業時までさかのぼって国民年金保険料を払うことができると集金人に勧められ、40 万円ほどのお金が必要だ。」と言っていた。母親は、この時に私の国民年金加入手続をして保険料の特例納付を行い、その後は、私自身が納付を始めた 62 年 4 月まで私の保険料を郵便局で 1 年分ずつ納めていたと思う。社会保険庁の記録では、62 年 3 月に弟と一緒に国民年金に加入したことになるが、弟は 59 年に国民年金に加入しているため、この記録は間違っている。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、申立人の母親が国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無い上、申立人自身は国民年金の加入手続及び保険料納付に関与しておらず、それらを行ったとする申立人の母親は高齢等のため聴取に応ずることができないことから、国民年金の加入手続及び保険料納付の状況が不明である。

また、申立人は、その母親が昭和 55 年に申立人の国民年金の加入手続を行い、申立期間のうち特例納付が可能であった期間の国民年金保険料を一括納付したと主張しているが、当初特例納付の時期について 55 年秋としていたものを、その後同年春ごろと訂正し、納付した金額についても当初の額をその後変更するなど記憶が明確でないほか、申立人の国民年金手帳記号番号は、62 年 3 月に申立人の弟と連番で払い出されており、申立期間について別

の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も無いことから、当該手帳記号番号の払い出された同年3月までは、申立期間は未加入期間であったと考えられる上、申立人の弟についても、申立人は59年に国民年金に加入したと主張しているものの、申立人と同時に国民年金手帳記号番号が払い出された62年3月まで別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は無い。

さらに、申立人が申立期間当時住所を有していたB村（現在は、C市）の申立人の国民年金被保険者名簿においても、申立人が特例納付を行った形跡は無い上、申立人は、特例納付後の国民年金保険料の納付はその母親が郵便局で行っていたと主張しているが、C市に照会しても、申立期間当時、B村における郵便局での保険料の現年度納付の取扱いについては確認できず、当時隣市であったD市では郵便局における保険料の現年度納付は取り扱っていなかったとしている。

加えて、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された昭和62年3月の時点では、申立期間の大部分は時効により国民年金保険料を納付できない期間である上、申立人及びその弟の保険料の納付状況をみると、61年4月から62年3月までの期間及び60年7月から61年3月までの期間の保険料については、両者共にそれぞれ62年3月及び同年10月に当該国民年金手帳記号番号により遡^{そきゅう}及納付されており、61年4月から62年3月までの保険料の納付日は申立人の弟が所持している領収書と一致していることから、申立人及びその弟は共に同年3月に国民年金に加入し、同月から保険料の納付を開始したと考えるのが自然である。

このほか、申立期間について、国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

三重厚生年金 事案 731

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 2 年 10 月 1 日から 4 年 3 月 31 日まで
社会保険の事務手続は親会社の事業主である夫が行っており、私は何の関与もしていない。夫は私の標準報酬月額を変更する届出はしていないと言っているので、申立期間における標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の閉鎖登記簿謄本から、申立人が申立期間において代表取締役を務めていたことが確認できる。

また、A社は社会保険庁の記録により、平成 4 年 3 月 31 日に適用事業所ではなくなっているところ、申立人の厚生年金保険の標準報酬月額は、5 年 7 月 7 日付けで 3 年 6 月から同年 12 月までが 50 万円から 9 万 8,000 円に、5 年 9 月 29 日付けで 2 年 10 月から 3 年 5 月までが 50 万円から 38 万円にさかのぼって訂正されていることが確認できる上、同社の親会社の事業主である申立人の夫の当該事業所における厚生年金保険の標準報酬月額も申立期間について、5 年 7 月 7 日付けで減額処理されている。

一方、申立人は「社会保険の事務手続は親会社の事業主である夫に任せていたので標準報酬月額が減額されていることは知らなかった。」としているが、当該標準報酬月額の^{そきゅう}遡及訂正については、会社の業務としてなされた行為であり、A社の代表取締役である申立人が標準報酬月額の減額について知らなかったということは考え難い上、当該行為の責任は免れないものと考えられる。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人は、A社の代表取締役として自らの標準報酬月額に係る減額処理が有効なものではないと主張することは信義則上許されず、申立人の申立期間について、厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

三重厚生年金 事案 732

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 3 年 6 月 1 日から 4 年 3 月 31 日まで
社会保険の事務手続は私が行っていた。当時、社会保険事務所に滞納していた保険料について相談はしていたが、標準報酬月額を変更する届出はしていない。申立期間における標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の閉鎖登記簿謄本から、申立人が申立期間において代表取締役を務めていたことが確認できる。

また、A社は社会保険庁の記録により、平成 4 年 3 月 31 日に適用事業所ではなくなっているところ、申立人の厚生年金保険の標準報酬月額は、5 年 7 月 7 日付けで 3 年 6 月から同年 7 月までが 53 万円から 9 万 8,000 円に、同年 8 月から同年 12 月までが 53 万円から 9 万 8,000 円に、4 年 1 月から同年 2 月までが 15 万円から 9 万 8,000 円にさかのぼって訂正されていることが確認できる上、申立期間に同社の厚生年金保険被保険者であった申立人の長男の厚生年金保険の標準報酬月額も申立人と同様に減額されているほか、A社の子会社の事業主である申立人の妻の当該事業所における厚生年金保険の標準報酬月額も申立期間について同日付けで減額処理されている。

一方、申立人は、「社会保険事務所に滞納していた保険料について相談をしていたが、標準報酬月額を変更する届出はしていない。」としているが、申立人は、A社の代表取締役であり、「同社の社会保険の事務手続は自分が行っていた。」と供述していることから、申立人が関与せずに社会保険事務所において標準報酬月額の改定処理がなされたとは考え難く、申立人は、自らの標準報酬月額の減額に同意していたものとするのが自然である。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人は、A社の代表取締役として自らの標準報酬月額に係る減額処理が有効なものではないと主張することは信義則上許されず、申立人の申立期間について、厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

三重厚生年金 事案 733

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 39 年 9 月 21 日から同年 10 月 1 日まで

私は、昭和 35 年に A 社（現在は、B 社）C 工場に入社した後、39 年 10 月 1 日に D 社に出向し、45 年 10 月に A 社に戻った。定年で退職するまで同社に継続して勤務していたので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間当時、A 社 C 工場又は D 社に勤務していた複数の同僚の供述から、申立期間について、申立人が両社のどちらに在籍していたかは不明であるが継続して勤務していたとは考えられるものの、当時の両社における厚生年金保険適用に係る取扱い等についての供述等は得られなかった。

また、社会保険事務所の厚生年金保険の加入記録から、申立期間前後に A 社 C 工場から D 社に異動した記録がある被保険者 7 人の資格得喪日を調査したところ、申立期間より 10 年ほど後に異動した一人を除き、被保険者資格が継続していないことが確認できる。

さらに、申立期間について、B 社 C 工場から提出された厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書によると、申立人の資格喪失日は昭和 39 年 9 月 21 日となっており、社会保険事務所の記録と一致している。

加えて、D 社は昭和 57 年 10 月 21 日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっている上、閉鎖登記簿謄本による調査でも当時の役員等関係者の所在が判明しないため、申立人の申立期間に係る勤務実態、厚生年金保険の適用及び厚生年金保険料の控除の状況について関連資料や供述を得ることはできなかった。

また、社会保険事務所が保管している D 社の健康保険厚生年金保険被保険

者原票には、申立期間に係る申立人の被保険者原票は無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

三重厚生年金 事案 734

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和19年10月1日から20年8月20日まで

私は、学徒挺身隊としてA社に勤めていたが、終戦となり実家に戻って農業をしていた。60歳を過ぎたころ、社会保険事務所に問い合わせをしたところ、脱退手当金を受給しているとの回答であった。しかし、脱退手当金についての知識も無く、受給した記憶も無いので、申立期間について厚生年金保険被保険者期間であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所が保管している申立人が勤務していた事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立人が記載されているページ及びその前後3ページに記載されている申立人以外の女性のうち、脱退手当金の受給資格があり申立人と厚生年金保険被保険者資格の得喪日が同一である者42人の脱退手当金の支給記録を調査したところ、32人について脱退手当金の支給記録が確認でき、全員が資格喪失後8か月以内に脱退手当金の支給決定がなされていることを踏まえると、申立人についてもその委任に基づき事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

また、申立人の脱退手当金が支給された時期は通算年金制度創設前であり、20年以上の厚生年金保険被保険者期間が無ければ年金は受給できなかったことを踏まえると、申立期間の事業所を退職後、厚生年金保険への加入歴が無い申立人が脱退手当金を受給することに不自然さはいかぬ。

さらに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約8か月後の昭和21年4月22日に支給決定されているほか、社会保険庁が保管している厚生年金保険被保険者台帳には、脱退手当金を支給した記録が記載されているなど、一連の

事務処理に不自然さはない上、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。